

甲賀市キャッシュレス決済機械器具等導入補助金

募 集 要 領

【申請受付期間】

令和3年7月1日（木）～令和4年2月15日（火） <当日消印有効>

【申請書類の提出方法】

申請書の提出は「郵送のみ」です。

※持参での受付はしておりませんので、ご注意ください。

《申請書類提出先》

〒528-0005 甲賀市水口町水口5577番地2

甲賀市商工会「キャッシュレス決済機械器具等導入補助金事務局」

※送信封筒の裏面には差出人の住所、屋号及び氏名を必ずご記載ください。

【注意事項】

- 新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、窓口での対面によるご相談やお問い合わせはご遠慮願います。
- 提出された申請書類は返却しませんので、写し等は各自で保存ください。
- 申請内容に不備等がある場合は、訂正や再提出をしていただくことがあります。訂正済のものを受付期間内に提出いただく必要がありますので、書類の作成や申請には十分にご注意いただくと共に、期限に余裕をもって提出してください。
- 別にQ&Aをご用意していますので、ご確認ください。

【お問い合わせ先】

- 甲賀市商工会 本所

TEL : 0748-62-1676 FAX : 0748-63-1052

Eメール kokasci@shigasci.net

<問い合わせ時間：8時30分から17時15分まで（土・日及び祝日は除く）>

◆この補助金の交付に関する一連の事務は「甲賀市商工会」が甲賀市から受託しています◆

1 目的

消費者の利便性の向上や事業者の経営の効率化を目指すとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による新しい生活様式に対応するため、現金によらない決済方式にかかる機械器具等を導入しようとする市内小規模事業者に対し、補助金を交付する。

2 申請要件

(1) 対象者

支援対象は、次の①～④のすべてに該当する商工業者（※1）となります。

① 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する小規模企業者（市内において事業を行う農業法人、NPO法人、医療法人、福祉法人等の法人格を有する者であって、同項に規定する小規模企業者に準じる者として市長が認めるものを含む。）であること。（※2）

② 本市に本店（個人事業主（農林漁業者を除く。以下同じ）にあっては住民登録）があること。

③ 市税（市民税、固定資産税及び軽自動車税）の滞納がないこと。

④ キャッシュレス決済を継続的に使用し、市内で営業を続ける意思があること。

※1 商工業者とは製造、販売、サービスの提供といった経済活動を行う事業者です。なお、農業・林業に属する事業所で個人の経営に係るものは除きます。

※2 小規模企業者とは、「常時使用する従業員」の人数が20人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については5人）以下の事業者となります。詳細については、別表2を参考にしてください。

ただし、次の⑤⑥に該当するときは除外するものとします。

⑤ 甲賀市暴力団排除条例（平成23年甲賀市条例第36号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（法人の場合は役員を含む。）

⑥ 宗教活動、政治活動及びこれらに類する事業を行う者

(2) 補助対象について

① クレジットカード、デビットカード、電子マネー、QRコード決済等一般的な購買に繰り返し利用できる電子決済となります。

② 「①」にて、4月1日以降に新規導入に必要な「機械器具費※1」「通信環境整備費※2」「通信費※3」が対象となります。

③ リース料・レンタル料・割賦支払（分割支払）は対象となりません。

④ 申請できる回数は1回限りとなります。

⑤ 複数の店舗を所有する補助対象者にあつては、個々の店舗ごとに交付申請書を行うのではなく、補助対象者として一括してこれを取りまとめ、一体的に申請ください。

⑥ 市内の店舗のみが対象となります。

⑦ 補助対象のキャッシュレス決済機械器具等については転売を禁止します。

※1 決済端末、タブレット、レシート発行用プリンター、Wi-fi ルーター等

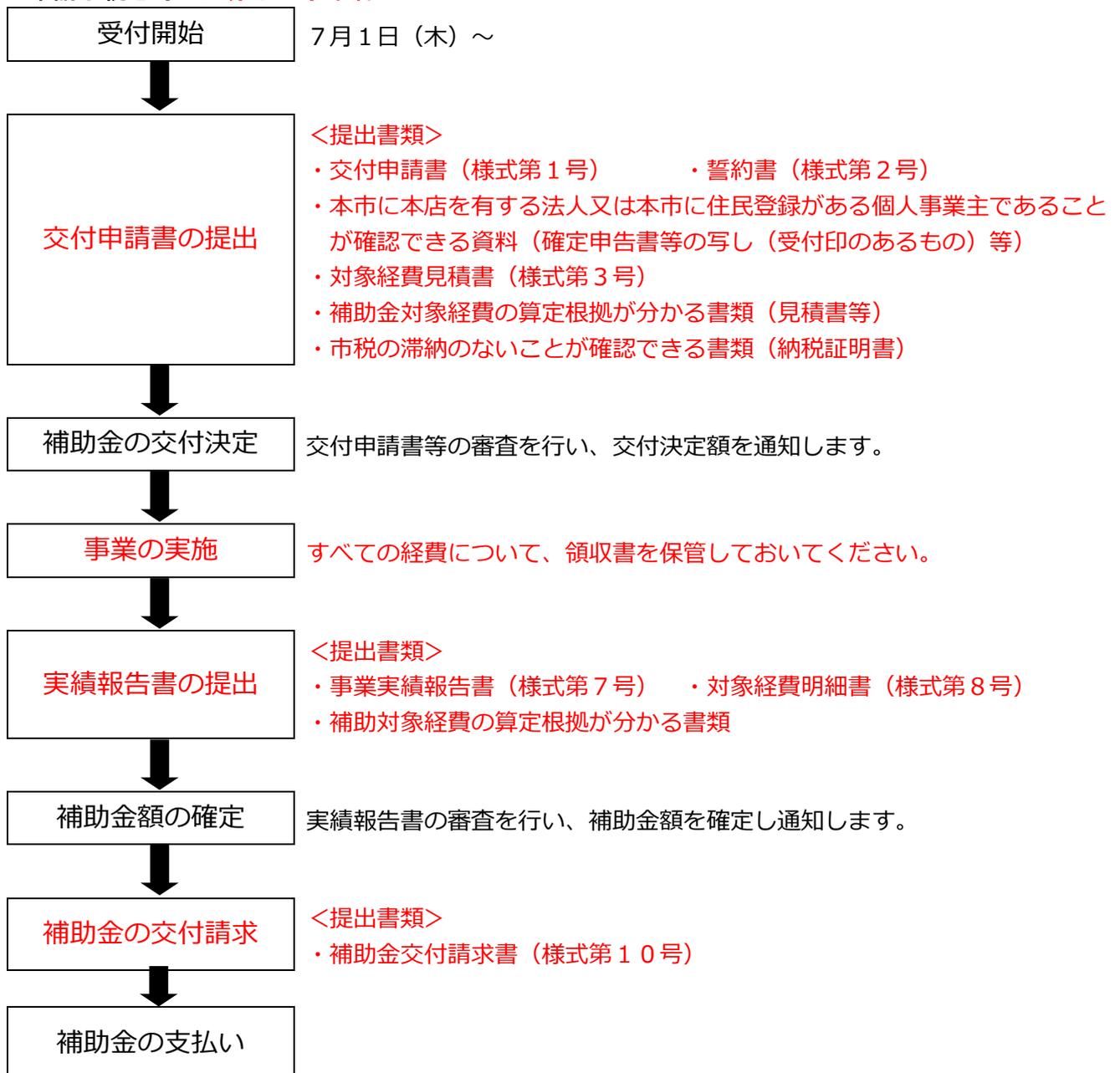
※2 インターネット接続工事費等

※3 プロバイダー代等（令和3年4月1日以降に新規購入（導入）したものが対象となります。）

3 補助額

- ①補助対象の10/10とし、1店舗につき10万円以内とします。ただし、通信環境整備を行う場合は、上限額に5万円を加算します。
- ②上限は1事業者あたり30万円以内とします。
- ③消費税・地方消費税は含みません。（消費税・地方消費税は補助対象外）。
- ④通信費については、3か月分を対象とします。なお、通信費については、1か月あたりの金額がわかる書類等を添付してください。
- ⑤合計額に1,000円未満の端数が出る場合は、これを切り捨てた額とします。

4 申請手続き等 **※赤字が事業者**



※交付決定額から3割以上の変更又は中止が生じた場合は、甲賀市キャッシュレス決済機械器具等導入補助金事業変更・中止承認申請書（様式第5号）を提出してください。

※ただし、補助金の増額の変更の場合は、上記にかかわらず、甲賀市キャッシュレス決済機械器具等導入補助金事業変更・中止承認申請書（様式第5号）を提出してください。

5 小規模企業の要件

「甲賀市キャッシュレス決済機械器具等導入補助金」における小規模企業とは、中小企業基本法第2条第5項に規定する事業者とします。具体的には、常時使用する従業員の人数が20人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については5人）以下の事業者を指します。「従業員」の考え方については、以下のとおりとなります。

《常時使用する従業員について》

中小企業基本法における「常時使用する従業員」とは、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」と解されます。これには、日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて使用される者、季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者、試の使用期間中の者は含まれません。

《この補助金における「従業員」について》

この補助金では、以下の方は「常時使用する従業員数」に含めないものとします。

- (a) 会社役員（ただし、従業員との兼務役員は「常時使用する従業員」に含む。）
- (b) 個人事業主本人（なお、専従者（家族従業員）は「常時使用する従業員」に含む。）
- (c) 以下のいずれかの条件に該当する、パート労働者等
 - (c-1) 日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて雇用される者、または季節的業務に4か月以内の期間を定めて雇用される者（ただし、所定の期間を超えて引き続き雇用されている者は「常時使用する従業員」に含む。）
 - (c-2) 所定労働時間が同一の事業所に雇用される「通常の従業員（※）」の所定労働時間に比べて短い者

※「通常の従業員」について

この補助金における通常の従業員とは、社会通念に従い、事業所において通常の従業員と判断される従業員とします。労働契約の期間の定めがない、長期雇用を前提とした待遇を受ける賃金体系である等、雇用形態、賃金体系などを総合的に勘案して判断することになります。

例えば、事業所にいわゆる正規型の従業員がいない場合、フルタイムの基幹的な働き方をしている従業員がいれば、その従業員が通常の従業員となり、その従業員より所定労働時間が短い従業員（1日または1週間の労働時間および1か月の所定労働日数が、通常の従業員の4分の3以下である）はパートタイム労働者とします。

「(c-2) パートタイム労働者」に該当するのは、「1日の労働時間および1か月の所定労働日数が4分の3以下」か、「1週間の労働時間および1か月の所定労働日数が4分の3以下」の場合に限ります。

6 その他

(1) 本補助金の申請・交付決定後、申請要件に該当しない事実や不正、法令違反等が発覚した場合、本補助金の支給決定を取り消し、支払期限を定めて返還を請求します。

(2) 補助金支払後に、市、商工会又は国の会計検査院が、個別に検査を実施する場合がある他、税当局に申請内容について情報提供を行う場合があります。

なお、補助金の申請に係る証拠書類等は、申請者が、5年間保管しなければなりません。

(3) その他、ご不明な点がある場合は、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

【申請書類提出先】

〒528-0005

甲賀市水口町水口5577番地2

甲賀市商工会「キャッシュレス決済機械器具等導入補助金」受付係あて

【お問い合わせ先】

○甲賀市商工会 本所

甲賀市水口町水口 5577-2

TEL : 0748-62-1676 FAX : 0748-63-1052

メールアドレス(代表) : kokasci@shigasci.net

○甲賀市商工会 土山支所

甲賀市土山町北土山 1737

TEL : 0748-66-0354 FAX : 0748-66-0994

○甲賀市商工会 甲賀支所

甲賀市甲賀町相模 173-1

TEL : 0748-88-2370 FAX : 0748-88-5391

○甲賀市商工会 甲南支所

甲賀市甲南町野田 810 別館 1階

TEL : 0748-86-2016 FAX : 0748-86-5818

○甲賀市商工会 信楽支所

甲賀市信楽町長野 1203

TEL : 0748-82-0873 FAX : 0748-82-3117

○甲賀市役所 産業経済部 商工労政課新産業振興係

甲賀市水口町水口 6053

TEL : 0748-69-2187 FAX : 0748-63-4087

問い合わせ時間 : 8時30分から17時15分 (土・日及び祝日は除く。)

別表 1

提出書類について

ご自身での確認のため、用意できた提出物の□に☑（チェック）をつけましょう。

	提出物	必要部数	備考
チ ェ ッ ク リ ス ト	<input type="checkbox"/> 甲賀市キャッシュレス決済導入補助金交付申請書（様式第1号）	原本1部	<ul style="list-style-type: none"> 対象者は小規模事業者です。 金額は訂正印不可です。 必ず連絡のとれる電話番号を記載してください。
	<input type="checkbox"/> ①誓約書（様式第2号）	原本1部	
	<input type="checkbox"/> ②市内で本店を有する法人又は市内に住民登録のある個人事業主であることがわかる資料	写し1部	<ul style="list-style-type: none"> 確定申告書（受付印のあるもの） 現在事項全部証明書（法人） 住民票の写し（個人事業主） 上記のうちどれかひとつを添付してください。
	<input type="checkbox"/> ③対象経費見積書（様式第3号）	原本1部	<ul style="list-style-type: none"> 対象経費の注意書きを確認のうえ、ご記入下さい。
	<input type="checkbox"/> ④補助対象経費の算定根拠がわかる書類（見積書等）	写し1部	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象となる見積書を添付してください。 通信費見積書等については、1月あたりの通信費がわかる資料で代用可とします。
	<input type="checkbox"/> ⑤市税の滞納のないことが確認できる書類	写し1部	納税証明書

附 表

別表 2

日本標準産業分類(中分類番号)表

分類	名 称
A	農業、林業
01	農 業 ※個人では申請できません
02	林 業 ※個人では申請できません
B	漁 業
03	漁業(水産養殖業を除く) ※個人では申請できません
04	水産養殖業 ※個人では申請できません
C	鉱業、採石業、砂利採取業
05	鉱業、採石業、砂利採取業
D	建設業
06	総合工事業
07	職別工事業(設備工事業を除く)
08	設備工事業
E	製造業
09	食料品製造業
10	飲料・たばこ・飼料製造業
11	繊維工業
12	木材・木製品製造業(家具を除く)
13	家具・装備品製造業
14	パルプ・紙・紙加工品製造業
15	印刷・同関連業
16	化学工業
17	石油製品・石炭製品製造業
18	プラスチック製品製造業(別掲を除く)
19	ゴム製品製造業
20	なめし革・同製品・毛皮製造業
21	窯業土石製品製造業
22	鉄鋼業
23	非鉄金属製造業
24	金属製品製造業
25	はん用機械器具製造業
26	生産用機械器具製造業
27	業務用機械器具製造業
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業
29	電気機械器具製造業
30	情報通信機械器具製造業
31	輸送用機械器具製造業
32	その他の製造業
F	電気・ガス・熱供給・水道業
33	電気業
34	ガス業
35	熱供給業
36	水道業
G	情報通信業
37	通信業
38	放送業
39	情報サービス業
40	インターネット附随サービス業
41	映像・音声・文字情報制作業
	小分類411(映像情報制作・配給業)
	小分類412(音声情報制作業)
	小分類415(広告制作業)
	小分類416(映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業)
H	運輸業、郵便業
42	鉄道業
43	道路旅客運送業
44	道路貨物運送業
45	水運業
46	航空運輸業
47	倉庫業
48	運輸に附帯するサービス業
49	郵便業(信書便事業を含む)

の分類は、常時使用する従業員数5人以下。その他は、20人以下。
 ※分類92から99の事業を行うものは除外となります(要綱第2条第2項第2号)

分類	名 称
I	卸売業、小売業
50	各種商品卸売業
51	繊維・衣服等卸売業
52	飲食料品卸売業
53	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
54	機械器具卸売業
55	その他の卸売業
56	各種商品小売業
57	織物・衣服・身の回り品小売業
58	飲食料品小売業
59	機械器具小売業
60	その他の小売業
61	無店舗小売業
J	金融業、保険業
62	銀行業
63	協同組織金融業
64	貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関
65	金融商品取引業、商品先物取引業
66	補助的金融業等
67	保険業(保険媒介代理業、保険サービス業を含む)
K	不動産業、物品賃貸業
68	不動産取引業
69	不動産賃貸業・管理業
	小分類693(駐車場業)
70	物品賃貸業
L	学術研究、専門・技術サービス業
71	学術開発研究機関
72	専門サービス業(他に分類されないもの)
73	広告業
74	技術サービス業(他に分類されないもの)
M	宿泊業、飲食サービス業
75	宿泊業
76	飲食店
77	持ち帰り・配達飲食サービス業
N	生活関連サービス業、娯楽業
78	洗濯・理容・美容・浴場業
79	その他の生活関連サービス業
	小分類791(旅行業)
80	娯楽業
O	教育、学習支援業
81	学校教育
82	その他の教育、学習支援業
P	医療、福祉
83	医療業
84	保健衛生
85	社会保険・社会福祉・介護事業
Q	複合サービス事業
86	郵便局
87	協同組合(他に分類されないもの)
R	サービス業(他に分類されないもの)
88	廃棄物処理業
89	自動車整備業
90	機械等修理業(別掲を除く)
91	職業紹介・労働者派遣業
92	その他の事業サービス業 ※対象外です
93	政治・経済・文化団体 ※対象外です
94	宗 教 ※対象外です
95	その他のサービス業 ※対象外です
96	外国公務 ※対象外です
S	公務(他に分類されるものを除く) ※対象外です
97	国家公務 ※対象外です
98	地方公務 ※対象外です
99	分類不能の産業 ※対象外です